

令和6年第15回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和6年10月27日（日） 午前10時～

早良区役所 応接室

議 題

1 議 案

議案第56号 選挙人名簿から抹消する者について . . . P. 1

2 そ の 他

今後の委員会開催予定について . . . P. 3
期日前の状況について
当日有権者見込数について
投開票日当日委員スケジュールについて

議案第56号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年10月27日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 239 人 |
| | 内訳 死亡者 | 110 人 |
| | 市外転出者 | 129 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年10月27日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参考)

1 死亡者

令和6年10月14日から令和6年10月26日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和6年6月14日から令和6年6月26日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	54	56	110
転出	68	61	129
合計	122	117	239

そ の 他

- ・今後の委員会開催予定について

第16回	定例	11月20日（水）	午前10時	早良区役所 中会議室
第17回	定例	12月 2 日（月）	午前10時	
（令和 7 年） 第 1 回	定例	1 月 20 日（月）	午前10時	
第 2 回	定例	2 月 20 日（木）	午前10時	

期日前の状況について

別紙 1 のとおり

当日有権者見込数報告について

別紙 2 のとおり

投開票日当日委員スケジュールについて

別紙 3 のとおり